

転職サイトにおけるU I Jターン就職PR業務に係る企画提案募集要項

1 趣旨

4月の転職に向けて転職活動が活発化していくと見込まれること、また、新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、大都市圏において転職希望者が増加してきていることから、本県への就職に関心がある県外の転職希望者を対象に、民間の転職サイトに県内企業の求人情報等の広告を企画・展開し、本県へのU I Jターン就職を促進する業務を委託により実施する。

今般、この業務を効果的かつ効率的に実施する企画提案について、ノウハウを有する事業者から募るとともに、最も優れた企画提案を行った事業者を受注者として選定するものである。

2 委託業務名

転職サイトにおけるU I Jターン就職PR業務

3 委託期間

委託契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

4 委託経費上限額

4, 128千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

なお、実際の契約金額は委託先の選定後に、見積書を徴取して決定する。

5 委託業務の内容

別添の企画提案仕様書のとおり。

6 企画提案応募資格

応募時点で、次の要件を全て満たしていること。

- (1) U I Jターン就職に関する取組の実績を有し、本業務について十分な業務遂行能力があること。
- (2) 当該業務について適正な経理執行体制を有すること（総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。）。
- (3) 本事業の公益性を十分に理解している事業者・団体であること。
- (4) 過去に国又は地方公共団体から合同企業説明会等、就職支援関連業務を受託した実績を有していること。又は、これと同等の実績を有すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者ではないこと。
- (6) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (7) 県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (9) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力

- 団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
(10) 有料職業紹介事業の許可を有すること。

7 応募方法

応募する者は、下記の提出書類を期限までに所定の方法で提出すること。

(1) 提出書類

- 1) 企画提案提出書（様式1及び付表）
- 2) 企画提案書（様式任意 A4サイズ）

下記について記載すること。

- 提案者の概要
- 提案内容
 - ・ 提案の全体像
当該業務に係る現状認識及び提案の概要について記載すること。
 - ・ 実施体制
担当者・管理責任者等の実施体制、緊急時の体制及び情報管理体制等について記載すること。
 - ・ 実施スケジュール
 - ・ 具体的な実施方法
企画提案仕様書の内容を踏まえ、当該業務の実施方法について、適宜独自の提案を交えながら具体的に記載すること。
また、実施により期待される効果を、根拠に基づき定量的に示すこと。
 - ・ これまでの実績
過去に実施した類似の業務について実績を記載すること。

- 3) 経費積算書（様式任意 A4サイズ）

提案する業務に必要な経費（消費税及び地方消費税を含む）について、合計額及び経費区分（人件費、交通費、諸経費等）を提示すること。

- 4) 提案者に関する資料

- 提案者の概要（会社案内や組織体制等）
- 会社は商業登記簿の写し、個人事業主は個人事業の開業届（控）の写し、各種法人は登記簿の写し、任意団体は団体規約の写し又はこれらの事項を証明するものの写し
- 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書又は同様の内容がわかるもの

(2) 提出期限

令和2年12月15日（火）17時必着

(3) 提出部数

5部（正本1部、副本（コピー可）4部）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

メールやFAXによる提出は認めない。

(5) 提出先

下記の「12 問合せ・応募書類提出先」へ提出すること。

(6) 留意事項

- 提案は1者につき1提案とする。
- 提出された企画提案書は、委託先選定の審査にのみ使用する。
- 企画提案書等の提出に必要な費用は提出者の負担とする。
- 提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書の提出後にその内容を変更することはできない。
- 提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

8 審査方法

提出書類を総合的に審査して委託先を選定する。

[審査項目]

- ① 実施管理体制
- ② 経費の妥当性
- ③ 提案の全体像
- ④ 具体的な実施方法
- ⑤ 実施スケジュール
- ⑥ 過去の実績

9 選考結果の通知と委託契約の締結

(1) 選考結果の通知等

選考結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。

(2) 委託契約の締結及び権利の帰属

- 選考後、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査した上で随意契約による委託契約を締結する。
- 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づいて締結する。
- 本業務により制作された資料等に係る著作権、所有権等は、原則として成果品の検査に合格した時に受注者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は青森県に帰属する。

10 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

令和2年12月11日(金) 17時必着

(2) 質問方法

質問書(様式2)に記入の上、下記の「12 問合せ・応募書類提出先」あて、FAX又は電子メールで提出すること。

原則、口頭(電話含む)による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問書を提出した者あてに回答する。

11 スケジュール

12月11日（金） 17時 質問受付期限
12月15日（火） 17時 企画提案書等の提出期限
12月中旬～下旬 審査、委託先選定、契約締結

12 問合せ・応募書類提出先

青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ（県庁南棟4階）

住 所：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

電 話：017-734-9398

FAX：017-734-8117

E-mail：roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

転職サイトにおけるU I Jターン就職PR業務 仕様書

1 業務の目的

今後、4月の転職に向けて転職活動が活発化していくと見込まれること、また、新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、大都市圏において転職希望者が増加してきていることから、本県への就職に関心がある県外の転職希望者を対象に、民間の転職サイトに県内企業の求人情報等の広告を企画・展開し、本県へのU I Jターン就職を促進する。

2 業務の概要

(1) 業務名

転職サイトにおけるU I Jターン就職PR業務

(2) 概要

本県への就職に関心がある県外の転職希望者をターゲットとし、民間の転職サイトに県内企業（青森県内に本社又は拠点をもつ事業所をいう。）の求人情報等の広告を企画・展開する。

(3) 期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

3 業務の内容

(1) 掲載時期

令和3年1月～令和3年3月のうち、8週間以上とする。

(2) 掲載方法

概ね300万人以上の転職を希望する会員が登録している転職サイトに、求人広告等を掲載する。

(3) 広告内容

①県内企業の求人広告

県内を勤務地とする県内企業の求人の広告を行う。

掲載数は5件以上（1社につき1件）とする。

(掲載内容等)

○求人募集要項

○企業情報

自社紹介500字以上、写真3点以上とし、さらに実際に県内で働く社員の声や受注者の取材による企業紹介を掲載すること。

(掲載企業の募集方法)

一定の募集期間を定めて、受注者が公募すること。

申込が多数の場合は、業種・職種・勤務地域のバランスや求人数を勘案の上、県と協議して選定すること。

○企業要件

- ・ 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項で規定する者で、県内に本社又は事業所等を有する者であること。
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業主であること。

- ・ 性風俗関連産業、接待を伴う飲食等営業、又は、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。
- ・ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- ・ 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- ・ その他、本補助事業の趣旨・目的に照らして適当でないと認められる者でないこと。

○求人要件

- ・ 正社員の求人であること。
- ・ 求人広告内に、U I J ターン歓迎であることを明記すること。
- ・ 当該求人情報が本県の公式就職情報サイト「Aomori Job」へ登録されているものであること。また、本県の移住支援金の対象となる求人の場合、対象求人としても登録されていること。
- ・ 当該求人広告の掲載について、他の補助金等を利用していないこと。

②青森県の施策広告

青森県のU I J ターン就職促進施策を掲載する。

(掲載内容等)

- ・ あおもりU I J ターン就職支援センターの紹介及び登録誘導
- ・ 公式就職情報サイト (Aomori Job) の紹介
- ・ 交通費助成制度及び移住支援金制度の紹介 など

(4) 効果測定

求人広告ごとのPV数や応募数を把握するとともに、面接・内定・採用に至った人数について、掲載企業に確認する等して把握し、実施効果や課題を県に報告すること。

(5) 運営等

受注者は、企業情報等掲載内容の原稿作成、情報の追加・更新等情報管理の一切の業務を行う。また、掲載企業等の登録情報については、発注者である県に提供するものとする。

4 成果品

事業報告書 2部 (電子データもCD-ROM等に格納して提出すること)

5 その他の条件等

(1) 個人情報の取扱い

受注者は、委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 業務の再委託

本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可能とする。

(3) 権利の帰属

本業務により制作された資料等に係る著作権、所有権は、原則として成果品の検査に合格したときに受注者から県に移転するものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（取得の制限）

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（適正管理）

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

（再委託の禁止）

第7 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

（資料等の返還等）

第8 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したとき

は、その指示に従うものとする。

(従業者への周知)

第9 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(実地調査の受入れ)

第10 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。